

Title	清初各省の制錢供給政策：銀の時代の清朝と銅錢
Sub Title	The Qing Dynasty and copper cash in the "Silver Century" : provincial policies on the supply of copper cash in early Qing China
Author	上田, 裕之(Ueda, Hiroyuki)
Publisher	三田史学会
Publication year	2006
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.75, No.1 (2006. 6) ,p.73- 101
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20060600-0073">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20060600-0073</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 清初各省の制錢供給政策

— 銀の時代の清朝と銅錢 —

上田 裕之

はじめに

(一) 問題の所在と本稿の目的

本稿は、清初すなわち順治（一六四四～一六六二）から康熙（一六六二～一七二二）にかけて清朝が各省で実施した制錢（官鑄の銅錢）供給政策を詳しく分析し、専ら銀遣いであった当該時期の各省において清朝がいかなる政策的意図をもって制錢供給政策を推進していたのかを解明するものである。

一六世紀後半以降、中国には日本・アメリカ大陸の銀が交易を通じて大量に流入し、沿海諸省を中心として銀の貨幣的使用が普及、その一方で銅錢流通は紊乱を極めて後退し、銀遣いが貨幣使用の主体となった。<sup>(1)</sup>その後、

雍正（一七二三～一七三五）から乾隆（一七三六～一七九五）初年における錢価（銅錢の対銀比価）高騰と制錢供給の本格化を経て、地域経済内部における銀遣いから銅錢遣いへの転換が進行して銀錢併用が定着するに至ったことは、黒田明伸氏によって夙に詳論されたところである。<sup>(2)</sup>清代前期は、貨幣史的には専ら銀を用いる状態から銀と銅錢を併用する状態へと民間の貨幣使用が変容していった移行期であり、さらにその前半期にあたる順治・康熙年間には、未だ銀遣いが貨幣使用の大部分を占めていた時代で、京師では明代以来銅錢遣いが続いていたものの、各省では銅錢は微々たる額の売買に用いられる程度であった。

しかし、そのように銅錢遣いが盛んでなかった清初において、清朝は京師の宝泉局（戸部管轄）と宝源局

(工部管轄)で順治元年から一貫して制錢鑄造を行い、また各省でも断続的にはあるが制錢鑄造を行って、民間に制錢を供給していた。清初の制錢供給政策について、黨武彦氏は、清朝が中国に進出した直後の順治年間における制錢供給は支配王朝たることの意味表示と銅錢流通の安定化を図るとともに鑄造差益の獲得を企図したものであり、やがて康熙年間に支配体制が確立すると制錢をいかに安定的に供給するかが課題となった、とする<sup>(3)</sup>。また、足立啓二氏は、順治年間における制錢供給政策の最大の目的は鑄造差益の獲得であり、康熙年間に入ると清朝は各省において制錢の非流通(銅錢流通が私鑄錢によって担われている状況)あるいは銅錢全般の非流通の克服を目論んだが、錢価の下落によって挫折した、と論じている<sup>(4)</sup>。また、黒田明伸氏は、制錢の重量が一錢から一錢四分の間で何度も変更されている点に注目し、良質な宋錢と品質の劣悪な私鑄錢の両方を排除しようと制錢の規格をたびたび変更した「試行錯誤」の時期として理解している<sup>(5)</sup>。三者の論点には若干の相違があるものの、制錢の安定的流通の実現を目指したものとして制錢供給政策を捉えている点ではほぼ一致している。その他の目的が政策の展開を左右していた可能性を明確に否定してい

るわけではないが、制錢供給政策を市場の銅錢流通への介入に主眼を置いたものとみなしていることは確かである。順治年間の制錢供給政策については黨・足立両氏が鑄造差益の獲得に言及しているが、それも清朝の中国進出直後の混乱期における例外的な施策として位置づけているに過ぎない<sup>(6)</sup>。

ただ、三氏の見解は、乾隆年間における貨幣使用状況および貨幣政策の変遷に議論の重心を置きつつ清初についても説明を行ったものであつて、清初の制錢供給政策を専論して得られた結論ではなく、そこで用いられた史料もごく限られている。そもそも、乾隆年間の制錢の大量供給が民間における銅錢遣いの拡大と密接に関わるものであるのに対して、清初の制錢供給は貨幣史上重要な位置を占めるとは必ずしもいえないのであり、貨幣史研究においてあまり注目を集めてこなかったのも当然のことである。しかし、ひとたび視点を清朝の中国統治に転じたならば、民間で銀遣いが圧倒的であった時代になぜ清朝は敢えて制錢供給を行ったのか、という素朴かつ根本的な疑問が浮上する。特に、京師が明代より銅錢遣いの盛んな地であり皇帝のお膝元として私鑄錢排除の理念的重要性も大きかったのに対して、各省では概して銀遣

いが圧倒的な比重を占めていて銅銭は微々たる額の売買で支払いに用いられるのみだったのであり、そのように極めて限定的だった銅銭遣いに対する統制に清朝が拘泥したとは考えにくい。清初の各省における制銭供給政策に関しては、あらためて政策の推移を詳細に分析し、その政策的意図を明らかにする必要があると考える。換言すれば、筆者は、王朝政府にとって貨幣流通の安定化は必須の課題であったという枠組みをア priori に設定して、そのなかで制銭供給政策を捉えるのではなく、当時の貨幣流通の実態と政策の内容に即して制銭供給政策の位置づけを帰納的に解明しなければならない、と考えるものである。

そこで本稿では、順治・康熙年間に各省でなされた制銭供給政策を分析対象として、それがいかなる政策的意図のもとに展開していたのかを究明し、「銀の時代」における清朝と銅銭の関わりについて考察したい。

## (二) 史料

当該時期の制銭供給政策を検討するための基本史料は、『大清世祖章皇帝実録』（以下『世祖実録』）・『大清聖祖仁皇帝実録』（以下『聖祖実録』）・康熙『大清会典』・雍

正『大清会典』・『皇朝文献通考』などの編纂史料である。しかし、これらの編纂史料の記述は総じて簡潔に過ぎ、加えて民生を保護するという支配王朝としての公式見解が前面に押し出されているので、政策協議の経緯を復元して実際の政策的意図を明らかにするための情報はほとんど得られない。よって、一次史料である檔案史料の利用が不可欠となる。

周知の如く、順治・康熙年間においては題本が文書行政の中核を担っていた。題本は原則として滿漢合璧であり、在京各衙門あるいは各省督撫らが上せ、内閣が票擬（決済案の作成）を行った上で皇帝が裁決、ついで六科が預かり複写を作ってそれを関係衙門・官員に送付、そののちに題本は内閣に戻され保管された<sup>(7)</sup>。また、六科は上述の複写とは別に、史官の記録に供するための複写を作成して内閣に送り届けていた。これを史書という<sup>(8)</sup>。

題本については、まず、北京の中国第一歴史檔案館所蔵「内閣漢文題本（北大移交部分）」（以下「内閣漢文題本」）に収められている順治年間の関係題本の漢文部分<sup>(9)</sup>が、「順治年間制銭的鼓鑄」と題して活字化されている（『清代檔案史料叢編』七、中華書局、所収）。しかしながら、漢文部分に欠落があるものは編者が該当する滿文

に基づきもとの漢文を推定したものを掲載しており、また、満文を欠き漢文にも欠落があつて全文の内容がわからないものや上奏日が不詳のものなどは採録していない。そこで筆者は二〇〇五年八月九月に中国第一歴史檔案館にて「内閣漢文題本」を調査し、満文部分を含めて原件を確認した。また、台北の中央研究院歴史語言研究所に所蔵されている題本の一部が、漢文部分のみ『明清檔案』として影印出版されており、そこに順治年間の制錢供給に関するものが含まれている（その他の整理済みのものを含めて同研究所ホームページにて同研究所所蔵題本の検索が可能になっているが、順治年間の関係題本はほとんどが『明清檔案』に収められている）。以上によって順治年間の制錢供給政策については詳細な分析が可能となるが、康熙年間については管見の限り関係する題本がほとんど現存していない。そこで筆者は二〇〇四年八月および二〇〇五年八月九月に中国第一歴史檔案館において、一部の省で制錢供給がなされた康熙二、三〇年代の「戸科史書」を調査し、多数の関係史料を収集した。<sup>(補註)</sup>これにより、檔案史料に依拠した康熙中葉の制錢供給政策の分析が初めて可能となった。

本稿では、主として以上に挙げた史料を利用し、順

治・康熙年間に各省でなされた制錢供給政策の分析を行う。なお、引用する史料中において、「一」は筆者による補記、「( )」は筆者による註記である。

### 第一節 清初の各省における貨幣使用状況

政策の検討に入る前に、清初の各省における銀遣いおよび銅錢遣いの概況について述べておきたい。

清初において銀は、素材価値に基づく秤量貨幣として用いられていた。統一的な銀貨は存在せず、純度と重量によってその価値が決定された。ただし、計測された純銀の額によって一律に価値が決まったわけではなく、官・民には複数の計算単位が存在していた。それは、実際の銀を、一定の純度の銀を特定の銀秤で秤量した額に換算して額を決定するもので、虚銀両と呼ばれる。清朝財政において採用されていた「庫平紋銀」という虚銀両は、純度約九三・五パーセントの銀を官庫で用いる銀秤（庫平）で秤量した額に実銀を換算して計算するものであった。また、民間でも各業種・各地域でそれぞれ独自の虚銀両が存在した。

また、銀の単位重量あたりの価値は銅錢のおよそ百倍

であり、銅錢と比べれば高額取引・遠隔地間取引に適していた。ただし、数百両の支払いに銅錢が使用されることもあれば、数分・数釐という微細な額に至るまで銀が用いられることもあり、「銀と錢の使用範囲は、地理的にも取引額の大小においても相互浸透的で、条件により可変であつた」(黒田明伸一九九四・二七頁)。

銀が高額取引・遠隔地間取引に適していたのに対して、銅錢は専ら日常的な小額取引において用いられていた。まず、康熙前半の江蘇省蘇州府の状況として唐甄は、  
今は錢を用うと雖も、以て魚肉果菜の物に易うるに過ぎず。

と記しており、銅錢が日常的な売買の支払いにおいてのみ使用されていたことがわかる。また、康熙年間の江蘇省無錫・金匱両県の貨幣使用に関して、乾隆初年に黃印は、

康熙中、兩より以上は率ね錢おおむを用いず、分・釐の細に至ると雖も、猶お銀と錢とを並用するがごとし。と述べており、<sup>(10)</sup>数分あるいは数釐という微細な額の支払いでさえ銀と銅錢が併用されるという状況で、銅錢遣いが極めて限定的であつたことを示している。

銀遣いが圧倒的比重を占めていたのは決して江南に特

有のことではなかつた。雍正末年に工科掌印給事中永泰は、雍正年間に各省一斉鑄造がなされる以前のこととして、

查すれば向來未だ鼓鑄を立てざる省は、即い分・釐なるも皆な白銀を用う。小民の交易は相い安んじ、毫も阻礙無し。

と述べている。<sup>(11)</sup>既にみたように蘇州などではかなり限定的ながらも銅錢は使用されていたのであり、永泰の記述には単純化・誇張のきらいがあるものの、雍正初年より以前の各省において少なくとも銅錢遣いが相当の比重を占めるような地域はほとんどなかつた、ということは見取れよう。

銅錢遣いが極めて限られていた背景には、当該時期における銅錢流通の混乱があつた。すなわち、銅錢は個数によって額が決定する計数貨幣であつたが、この当時はあらゆる銅錢一文が同じ価値をもつものとして取り交わされていたわけではなく、品質や流通の安定性にしたがつて、宋錢一文〓順治通宝三文、制錢一一〇〇文〓私鑄錢一二〇〇〓一三〇〇文などといった銅錢同士の比価が生じていた。<sup>(12)</sup>そのような状況は、明代中葉に銀の流通量が増大し始めてより顕著に現れたもので、銀の増大によ

って価格が上昇し市場から引き上げられた良質な銅錢に取って代わって劣悪な私鑄錢が大量流通するようになり、その結果として、売買の円滑化のために特定の銅錢を「基準錢」としその他の各種銅錢（以下、「非基準錢」と総称する）との間に比価を設定する慣行が形成されたのであった。しかしながら、かかる「基準錢」と「非基準錢」の体系は甚だ流動的で地域差も大きく、加えて「非基準錢」の貶質もやまなかつたので、銅錢に対する市場の信任は次第に失われ、明末までに物価の銀建て化が進むとともに銅錢遣いは後退していったのである<sup>(13)</sup>。

とはいえ、銀遣いが何の問題もなく人々に受け入れられていったのかといえ、決してそうではなかつた。乾隆初年に江南で銅錢遣いが普及し始めた際に、その理由を述べたものとして、次のような文言が乾隆四年の江蘇巡撫張渠の奏摺中にみられる<sup>(14)</sup>。

窮黎は既に銀色の高低を識らず、又等頭の軽重を知らざれば、故に錢を用うるを以て便と為す。

前述のように銀は秤量貨幣として使用されていたが、純度の判定や秤量は決して容易ではなかつたので銅錢遣いが好まれた。そしてそれは、小額の支払いに限ったことではなかつた。錢貴をきっかけに制錢供給が本格化した

乾隆年間に、銅錢流通量の増大が結果的に高額取引における銀遣いから銅錢遣いへの転換を促すこととなったのは<sup>(15)</sup>、かなりの高額取引や遠隔地間取引を除いては概して銅錢遣いが選好されていたことの現れに他ならない。そのような銅錢遣いへの要求は、乾隆年間に特有のもではなく、むしろ多少の程度差こそあれ常に民間に潜在していたと考えられる。先行研究の多くは、銅錢が担うべき小額取引の増加によって清初にはみられなかつた巨大な銅錢需要が乾隆年間に発生したと論じているが<sup>(16)</sup>、小額取引の活発化という経済状況の変化を待たずとも、安定した銅錢流通さえ実現すれば、銅錢遣いの混乱のために銀遣いに傾斜していた貨幣使用が高額の支払いを含めて銅錢遣いに転じ始めて錢価が騰貴する可能性は十分に存在したはずである。

本節で述べた内容は、以下の三点にまとめられる。すなわち、①清初、各省では銀遣いが圧倒的比重を占めており、銅錢は日常の微細な額の支払いに用いられるのみであった。②当時の銅錢流通は複雑かつ不安定な状態にあり、そのことが銅錢遣いを甚だ限定的なものにさせていた。③銀は純度の判定や秤量が決して容易ではなかつたので、民間には常に銅錢遣いへの要求が潜在していた。

それでは以上の点をふまえて、次節以降において清初の各省における制錢供給政策について詳しく分析していきたい。

## 第二節 順治から康熙初年の各省における制錢供給

清朝は順治元年五月到北京に入城すると同月に制錢鑄造に着手し<sup>(17)</sup>、さらに各省の省城およびその他の軍事的要所を支配下に収めると、鑄錢局を設置して制錢鑄造を開始した。すなわち、北辺の旧九辺鎮<sup>(18)</sup>の接收にともない、順治元年から同七年までに大同・宣府・太原（山西省城）・延綏・甘肅・蘄州において鑄造を開始、また中国本土における支配領域の拡大にともない、順治二年から同六年にかけて、江寧ならびに陝西・湖北・河南・江西・福建・山東・浙江の各省城、および軍事拠点であった密雲・臨清・常德・荊州・鄖陽・襄陽において制錢鑄造を開始した（表1参照）。

各鑄錢局では、旧錢（歴代王朝が鑄造した銅錢）や銅器を買い上げ、それらを鑄つぶして制錢を鑄造することが多かったため、銅・亜鉛等の配鑄比率は、紅銅（純

銅）としてもたらされる洋銅の流入が本格化し始めた康熙二三年まで設定されなかった<sup>(19)</sup>。制錢の重量と対銀換算率についてみると、順治元年に制錢の重量を每文一錢と定めたが、翌二年には一錢二分に改め、同時に対銀換算率を銀一兩 $\parallel$ 七〇〇文と定めた。しかし、早くも同四年には「錢価既に重く小民交易するに便ならず」として対銀換算率を一兩 $\parallel$ 一〇〇〇文に改定し、さらに同八年には「猶お其の軽きを嫌うがごとし」との理由から、制錢の重量を一錢二分五釐に変更した<sup>(20)</sup>。つまり、清朝は軽小の制錢を高い対銀換算率で流通させようとしたが成功せず、制錢の重量を徐々に加増するとともに対銀換算率も切り下げたのであった。

既に先行研究でも指摘されているように、この頃の制錢鑄造は明らかに鑄造差益の獲得を企図したものであった<sup>(21)</sup>。現存する題本の多くは差益報告書であり、しかもそのほとんどが差益額を記すのみで、使用した銅材の量や鑄造総額さえあまり記載されていない。そこから、官員の関心が鑄造差益に集中していたことを見て取ることができる。前述のごとく重量の小さい制錢を高い対銀換算率に基づいて流通させようとしたのも、より多額の鑄造差益を確保することを意図したためとみて間違いない。



【表1】 各省の開鑄・停鑄（順治元年～康熙14年）

年代 地名	順治																康熙														備考					
	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		13	14			
大同	○	—	—	—	—	—	×	—	○	—	—	—	×	—	—	○	—	×	—	—	—	—	—	○	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	—	順治元年開鑄は* 順治元年開鑄は*
宣府	○	—	—	—	—	—	×	—	○	—	—	—	×	—	—	○	—	×	—	—	—	—	—	○	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	—	順治元年開鑄は*
密雲	○	—	—	—	—	—	×	—	○	—	—	—	×	—	—	○	—	×	—	—	—	—	—	○	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	—	順治2年開鑄は*
臨清	○	—	—	—	—	—	×	—	○	—	—	—	×	—	—	○	—	×	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—	—	順治2年開鑄は*
山西省城	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	○	—	×	—	—	—	—	—	○	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	—	順治3年開鑄は*
陝西省城	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	○	—	×	—	—	—	—	—	○	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	—	順治3年開鑄は*
江寧	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	—	開鑄・停鑄は*
延綏	○	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	開鑄・停鑄は*
湖北省城	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	○	—	×	—	—	—	—	—	○	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	—	開鑄・停鑄は*
甘肅(鎮)	○	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	開鑄・停鑄は*
盛京	○	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	開鑄は*
河南省城	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	○	—	×	—	—	—	—	—	○	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	—	開鑄は*
江西省城	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	○	—	×	—	—	—	—	—	○	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	—	開鑄は*
常德	○	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	開鑄は*
荊州	○	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	開鑄は*
鄖陽・襄陽	○	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	開鑄は*
福建省城	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	○	—	×	—	—	—	—	—	○	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	—	順治7年開鑄は*
山東省城	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	○	—	×	—	—	—	—	—	○	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	—	順治7年開鑄は*
浙江省城	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	○	—	×	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—	—	順治7年開鑄は*
蕪鎮	○	—	—	—	—	○	×	—	○	—	—	—	×	—	—	○	—	×	—	—	—	—	—	○	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	—	順治7年開鑄は*
雲南省城	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	○	—	×	—	—	—	—	—	○	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	—	順治7年開鑄は*
湖南省城	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	○	—	×	—	—	—	—	—	○	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	—	順治7年開鑄は*
江蘇省城	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	○	—	×	—	—	—	—	—	○	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	—	順治7年開鑄は*
甘肅省城	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	○	—	×	—	—	—	—	—	○	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	—	順治7年開鑄は*
四川省城	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	○	—	×	—	—	—	—	—	○	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	—	順治7年開鑄は*
広東省城	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	○	—	×	—	—	—	—	—	○	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	—	順治7年開鑄は*
広西省城	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	○	—	×	—	—	—	—	—	○	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	—	順治7年開鑄は*
貴州省城	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	○	—	×	—	—	—	—	—	○	—	—	×	—	—	—	—	—	—	—	—	順治7年開鑄は*

典拠：『皇朝文献通考』巻13，貨幣1；同，巻14，貨幣2。

ただし、「内閣漢文題本」第29リール1536-1575（「順治年間制錢的鼓鑄」186-190頁），順治11年正月26日，戸部尚書車克等題本によって，実際の年次が『皇朝文献通考』の記載と異なっているものが複数確認された。それらについては当該題本の記載にしたがい，備考欄に\*で示した。

甘肅（鎮）は順次4年6月に開鑄して同年9月に停鑄。

ただ従来の研究は、清朝が財政収入の不足を補うために差益獲得を目指していたことを指摘してはいるが、鑄造差益が財政上どのように会計処理されていたのか、中央は各省の差益獲得に対していかなる態度で臨んでいたのか、また当時の清朝財政は具体的にどのような状況にあったのか、といった点については詳しく論じていない。これらの点について、以下でみていきたい。

江寧で順治八年四月一二月に行われた制錢鑄造について、順治九年六月一日に両江總督馬國柱が上奏した題本には、以下のような記述がみられる（**【表2】** 参照）。

通共するに鑄出したる制錢は一万九千八百一十三万三千一百四十七文なり。每錢一千文は銀一兩と作せば、通共するに銀一十九万八千一百三十三兩一錢四分七釐に値す。内、採買せる銅料、炭罐、並びに匠役に給したる工食もて共算するに用いし本銀一十二万六千三十兩四分を除けば、実獲したる息銀は七万二千一百三兩一錢七釐なり。

ここでは、制錢一九万八千一三三串一四七文が鑄造されており、それを財政支出に用いる際は銀一兩一〇〇文の公定換算率にしたがうことになるので、制錢は合計で銀一九万八千一三三兩一錢四分七釐に換算される。一方、

【表2】 順治年間における各省の制錢鑄造の例

項目 \ 鑄錢局	陝西省城 順治8年4月 ～同年12月	江寧 順治8年4月 ～同年12月	江寧 順治10年正月 ～同年12月	江寧 順治12年正月 ～同年12月
鑄造総額＝「実存」	21,984串200文	198,133串147文	77,062串587文	99,049串255文
銅材取買費用＋工料	17,488兩5錢9分3釐*	126,030兩0錢4分	51,989兩2錢5分	71,853兩7錢5分
鑄造差益	4,495兩6錢0分7釐	72,103兩1錢0分7釐	25,073兩3錢3分7釐	27,195兩5錢0分5釐
差益係数	1.25*	1.57*	1.48*	1.38*

典拠：順治8年陝西省城……「内閣漢文題本」第29リール1454-1460（「順治年間制錢的鼓鑄」175-176頁），  
順治8年7月16日，欽差總督山陝四川等處糧餉王來用題本。

順治8年江寧……「内閣漢文題本」第29リール1492-1498（「順治年間制錢的鼓鑄」179-180頁），  
順治9年6月16日，兩江總督馬國柱題本。

順治10年江寧……「内閣漢文題本」第29リール1601-1613（「順治年間制錢的鼓鑄」192-193頁），  
順治12年3月6日，戸部尚書巴哈納題本。

順治12年江寧……『明清檔案』A26-89，順治13年3月（日不詳），兩江總督馬鳴佩題本。

\*は報告者が算出した数値。

ここでは工料が銀払いなので、鑄造した制錢の全額が官庫に収蔵されることとなる（「実存」）。  
差益係数＝官庫に収蔵した制錢（串）／官庫から制錢鑄造に支出した銀（兩）。銀1兩を支出して得られる制錢の額（串）を指す。制錢1串は銀1兩に換算され兵餉に投放されるので、差益係数が1以上であれば差益が生じることとなる。

銅材の収買費用、鑄造に要する物資の調達費用（物料）、  
炉匠らの給与（工食）に合計銀一二万六〇三〇兩四分を  
支出しているので、差額の七万二一〇三兩一錢七釐が  
「息銀」＝鑄造差益として計上されている。順治年間に  
おいて各省の制錢鑄造の内訳を詳細に記した題本は、基  
本的にこれと同様の記述となっており、鑄造された制錢  
を公定換算率にしたがって銀に換算した値と鑄造のため  
に支出した銀の総額との差額を鑄造差益（息銀）として  
算出している。

各省は順治初年より、戸部に対して制錢鑄造に関する  
会計報告を行っていた。例えば、順治五年に山西省城で  
行った制錢鑄造の会計について上奏した山西巡撫祝世昌  
の順治六年八月の題本には、

細数の文冊を將て戸部に咨送して照査せしむるを除  
くの外、臣は謹んで督臣佟養量・督餉臣王来用と会  
同し、具疏して奏聞し、伏して該部に勅下して査照  
し施行せしめんことを乞う。

とあり、省側はこの題本とは別に制錢鑄造に関する報告  
を戸部に直接行っており、それとこの題本（正確には、  
戸科が複写して戸部に送付したもの）とを戸部が照合し  
確認することになっていたことがわかる。同様の記載は

順治初年から各省督撫らの題本に広くみられる。しかし、  
順治九年、前年の制錢鑄造に関する戸部への報告を期日  
通りに行わない省が複数あることが問題化した。<sup>(24)</sup> その際、  
まず戸部右侍郎趙繼鼎が、

旨で我に「錢のことを総管せよ」と言ったので、年  
末に奏銷する。湖広省の武昌府などの地の錢を鼓鑄  
して得た利益を部（戸部）に報告してきたので先に  
上奏した。未だ全く報告してこないものは、江南・  
鄖襄。また、完全には報告してきていないものは、

浙江・福建・陝西。何度催促しても来ない。「鑄造  
差益は」錢糧のことに関係するので、遅らせること  
はできない。旨を降して厳しく指示して、我らの部  
に委ねて、期日を限って報告してこさせ尽く定めた  
時、兵餉は明白（適切に処理できる状態）になる。<sup>(25)</sup>

と上奏し、これに対して旨で戸部に議覆が命じられた。  
そこで戸部尚書車克等<sup>チエケ</sup>は順治九年六月二三日に上奏して、  
「該臣等看得するに、各省鼓鑄の錢息は自心<sup>マゴ</sup>に季を按じ  
て部に報じ年終に匯報せしめ、以て憑<sup>ヨ</sup>りて査核し奏繳す  
べし」と述べ、陝西省城と「鄖襄」（鄖陽・襄陽両鑄錢  
局の会計は鄖襄総兵官の下で一括処理された）について  
は趙繼鼎が上奏した直後に報告があったので、それ以外

の江南・浙江・福建の督撫に対して戸部への報告を嚴命するよう題請し、裁可された。

これと同じ順治九年、戸部の提議により、各省鑄錢局の鑄造費用および鑄造差益を各省から戸部に報告させ、戸部がそれを取りまとめて上奏する會計報告制度（以下、「各省局錢奏銷例」と呼ぶ）が定められている。<sup>(26)</sup>

〔順治〕九年、各省局錢の本・息もて奏銷する例を定む。是れよりも先、各省が局を設け鼓鑄するに、初め章程を定め、局錢の本（鑄造費用）・息（鑄造差益）は各布政使が立冊して稽查すると雖も、未だ<sup>すて</sup>經に部に達かず。戸部は議して言わく「本部は天下財賦の総匯たり。応に各該衙門に責成して鑄錢の本・息を將て季を按じて部に報せしむべし。〔本部は〕以て憑りて核査し、歳終に彙冊して奏銷せん」と。之に従う。

これにより、各省が戸部に対して制錢鑄造の會計報告を行う義務が明確化された。ここには、各省から戸部への報告と戸部からの奏銷について、前掲の車克題本とほぼ同じ文言が見受けられる。「各省局錢奏銷例」は、順治八年分の戸部への報告が不完全であることに端を發して、戸部により提議され、採用されるに至ったものとみられ

る。なお、ここでは江南からの報告がないと記されているが、前掲馬国柱題本は車克題本が提出される七日前の日付で提出された順治八年の制錢鑄造に関する題本である。並行して戸部に向けても報告がなされたはずであるが、その戸部への到着は車克題本の提出よりも後にずれ込んだのであろう。だが、「何度催促しても」そのように遅延することこそを戸部は問題視していたのであり、それゆえ「各省局錢奏銷例」の制定によって戸部への報告義務を明確にする必要があったのである。ちなみに、ちょうど順治八、九年に王朝財政の全体を対象とする奏銷制度が成立しており、<sup>(27)</sup>いわば戸部による財政支配確立の一環として、各省で計上された鑄造差益の掌握が目指されたものと考えられる。

戸部が鑄造差益の掌握に固執したのは、趙繼鼎の上奏に「期日を限つて報告してこさせ尽く定めた時、兵餉は明白になる」とあるように、鑄造差益が戸部の統括する兵餉の財源に組み込まれていたからである。清朝財政においては、各省で徴収した地丁・関税・塩課などの税収から各省の俸禄・兵餉等を支出し、その残余を戸部銀庫に収蔵して、そこから京師（中央）の俸禄・兵餉等を支出していた。王朝財政全体において兵餉は最大の費目で

あり、その総額は年間一千数百万両にのほり財政支出全体のほぼ一半を占めていた。<sup>(28)</sup>かかる王朝財政のなかで、各省の制錢鑄造で得られた鑄造差益は兵餉の財源のひとつに組み込まれていたのである。しかも、戸部は単にひとつの財源として鑄造差益を掌握しようとしていただけではなく、確実に鑄造差益を確保するよう各省に要求していた。そのことを端的に示す事例として、銅材の収買不調のために順治一年の江蘇省の鑄造差益が過少であったことが問題化した時、戸部は上奏して、

鼓鑄は原より生息を以て餉を裕かにすれば、自當に銅餉を預辦して、炉に照らして開鑄し、以て生息に資すべし。……合に仍りて該督に勅下して該布政司並びに經鑄の各官を嚴督し、嗣後は務めて銅餉を預辦し、以て鑄息を広くせしめんことを請うべし。如し前に仍りて怠玩し息少なきを致せば、該督は即ちに經鑄の各官を將て指名して題參し、以て憑りて議処すれば可なり。

と述べ、差益を得て「餉を裕かにする」ためには銅をあらかじめ調達しておくことが不可欠であり、両江總督に銅の調達と確実な鑄造差益の確保を命じるよう題請した。これに対して、「議に依れ。嚴飭して行え」との諭旨が

与えられ、題請は裁可された。<sup>(29)</sup>

このように戸部が各省に対して鑄造差益の確保を要求し、それを確実に掌握して兵餉に充当しようとした背景には、戸部財政の逼迫があった。この当時の戸部は、年間の赤字額が順治八、九年頃には約八万五千両に、同一年以後には約四〇〇万両に達し、順治十七年の戸部銀庫の貯藏額はわずか約一六万両だったという。<sup>(30)</sup>そのため戸部は、各省における制錢鑄造で差益を得て兵餉に充当することによって各省の兵餉に支出する銀の額を節減し、少しでも多くの銀を戸部銀庫に吸い上げようと図ったものと考えられる。順治一〇年代初頭において各省の鑄造差益の合計は年間十数万両に過ぎなかったが、裏を返せば、その程度の収入に執着せねばならないほど、戸部財政は逼迫していたのである。

しかしながら、かかる制錢鑄造は早々に行き詰まった。差益獲得に主眼を置いた各省の制錢鑄造は粗製濫造に陥り、私鑄の横行と錢価の低落をもたらしていたのである。順治一〇年には、九卿等からの提言を受けて、制錢の品質向上を命じる上諭が下された。<sup>(32)</sup>そこで戸部は、各省の鑄錢局に「式に照らして精工して鑄造」することを皇帝から嚴命するよう要請し、裁可されている。<sup>(33)</sup>しかしなが

ら事態は好転せず、順治一四年には次のような上諭が戸部に下され、重量加増などの規格変更がなされるとともに、各省の制錢鑄造はすべて停止されることとなった。<sup>(34)</sup>

鼓鑄の法は原より国を裕かにし民に便なるを以てす。今各省が炉を開くこと太だ多く、鑄造すること精たらず、以て奸民が機に乗じて盜鑄するを致す。錢は愈よ多く愈よ賤し。私錢は公行し、官錢は壅滞し、官・民は両に其の病を受く。錢法をして弊無からしめんと欲すれば、鼓鑄もて一に帰せしむるに若くは莫し。其れ各省の鑄炉は一概に停止せよ。独だ京局をして鼓鑄せしめん。務めて旧錢に比して體質は更に闊厚を加え、每文重一錢四分とし、磨鑢し精工せよ。

ここで採用された、每文一錢四分という制錢は、鑄造差益が消滅しない範囲において最大限の良貨であった。<sup>(35)</sup>この決定は、制錢の品質を極力向上させ、また各省の制錢鑄造を停止させて、私鑄錢の流通（「私錢公行」）と制錢の錢価の低迷（「官錢壅滞」）を克服しようとしたものであった。

だが、各省停鑄は一時的な措置に終わり、ほどなくして各省一斉鑄造は再開された。まず順治一七年に旧来の

鑄錢局と新たに支配下に入った雲南において制錢鑄造が始まり、康熙元年には江寧を除いて再び全面停鑄となったが、康熙六年には湖南・江蘇・甘肅の各省城を含めて鑄造が再開され、翌七年には四川・広東・広西・貴州の各省城でも制錢鑄造が開始された。だが結局は康熙九年に一斉鑄造は取りやめとなり、同一四年までにすべての省が鑄造を終了させることとなった（「表1」参照）。足立氏が指摘しているように、康熙六年の各省一斉鑄造の再開は、地方官の反対を押し切って戸部が強行したものであった。<sup>(36)</sup>

ここで、具体的にいかなる弊害があったのかをみてみると、まず、公定の換算率に基づいて制錢を受領した兵丁による商品「強買」が問題視されていたことが挙げられる。各省一斉鑄造が取り止められる直前の康熙八年一月の刑科給事中張登選の題本は、京師の錢価が制錢一〇〇〇文＝銀七錢に過ぎず、京師から離れるほど各地の錢価はさらに低くなっていることを述べ、その上で次のように記している。<sup>(37)</sup>

兵丁は既已に錢を領すれば、民間に向かいて行使せざるを得ず、因りて千文一両の価を以て、民間の物件を強買す。……是れ搭放するは兵を累し、而も亦

た以て民を累する者なり。

制錢受給者の大半は綠營兵だったと考えられるが、かれらは統制の弛緩した旧明朝軍を接收・改編したもの、あるいは無頼の徒や貧民を雇い入れたものであり、しかもその給与は甚だ薄く、辛うじて生計を立てられる程度だった。<sup>(38)</sup> 錢価が低迷するなかでの制錢搭放は實質的に兵餉を目減りさせるものであり、兵丁たちが「民間の物件を強買」するに至ったのも必然的なことと理解される。兵丁と民間の利害対立は社会秩序の維持に反するものであるし、そればかりか著しく兵丁の生計を損なえば兵變に発展する可能性さえあった。<sup>(39)</sup> それは地方官にとって切実な問題だったはずである。さらに、銅材の市価は漸増傾向にあったにも関わらず官価を増額しなかったことが、地方官の負担を生み出していた。康熙九年二月の戸科給事中姚文然の題本は、戸部の定めた銅材の官価は一筋につき銀六分五錢だが市価は一錢から一錢四分に及んでい

ることを指摘した上で、

広東省の如きは新錢七十二万一千文を鑄出したれば、銀七百二十一兩に値す。部例に遵照して銷算すれば、止だ応に開銷すべき鑄本は銀五百九十三兩なれば、尚お息銀一百二十八兩を獲す。若し地方の時値の工

本に照らして計算すれば、実に用いし鑄本は銀一千四十三兩なり。部例に照らして銷算するを除くの外、局官は実に鑄本銀四百五十兩を包賠す。

と述べ、銅材の収買費用の不足分を鑄錢局の官員が工面していることを問題視している。<sup>(40)</sup> 戸部が各省の鑄造再開を推進した目的は鑄造差益の獲得にあり、であればこそ銅材収買の官価の増額はなされなかった。そのような状況にあったがゆえに、各省における開鑄以来の制錢の粗製濫造は克服されなかったのであり、結局、錢価低落とそれにともなう兵餉の実施的目減りは解消されることなく、康熙九年に至って各省一斉鑄造の方針は取り下げられたのである。

ただし、康熙初年という時期に差益獲得のための制錢鑄造を停止するに至ったのは、そういった弊害が重く受け止められたからというよりも、むしろ戸部財政が次第に充実しつつあったことによると考えられる。戸部銀庫は、前述のように順治末年には払底寸前であったのだが、康熙六年には貯蔵額が約二五〇万兩に達し、同一二年には二〇〇〇万兩を突破した(【表3】参照)。ここからわかるように、康熙一〇年頃には既に戸部財政は窮地を脱しており、多くの弊害をともなつてまで鑄造差益の確保

【表3】 康熙年間における戸部銀庫貯蔵額の推移

年次	貯蔵額	年次	貯蔵額
康熙6年	2,488,492両	康熙34年	42,263,516両
7年		35年	42,628,989両
8年		36年	40,639,920両
9年		37年	40,542,966両
10年		38年	
11年	18,096,850両	39年	
12年	21,358,006両	40年	
13年		41年	
14年		42年	38,368,105両
15年		43年	39,985,306両
16年	5,307,216両	44年	
17年	3,339,920両	45年	
18年		46年	
19年		47年	47,184,788両
20年		48年	43,767,094両
21年		49年	45,881,072両
22年		50年	
23年		51年	
24年		52年	43,094,239両
25年	26,052,735両	53年	40,734,825両
26年	28,964,499両	54年	
27年		55年	
28年		56年	
29年		57年	44,319,033両
30年	31,849,719両	58年	47,368,645両
31年	34,255,285両	59年	39,317,103両
32年	37,600,663両	60年	32,622,421両
33年	41,007,790両	61年	

典拠：「康雍乾戸部銀庫歴年存銀数」（『歴史檔案』1984-4）。空欄は額が不明であることを意味する。

を目指さなければならぬ状況ではなくなっていたのである。

例外的に、清朝は京師でのみ制錢の供給を継続している。京師は輦下の地であると同時に銅錢遣いが盛んであり、私鑄錢問題は決して捨て置けなかったため、鑄造差益がほとんど得られなくても、毎文一錢四分の良貨をひたすら供給し続けたのである。<sup>(41)</sup>京師両局では、制錢の品質の悪さが問題化することはなかった。それは、両局の制錢鑄造に供する銅材の収買と納入は両局の官員ではなく各常関の監督に命じられていた<sup>(42)</sup>ので、辦銅資金が不足したとしてもそれが制錢の品質低下に



結びつくことはなかったからである。

第三節 康熙中葉の各省における制錢供給

康熙九年に全国一斉鑄造の方針が取りやめとなり、同一四年に臨清の制錢鑄造が停止されると、各省における制錢供給は一旦途絶えた。その後、同一八年から同三九年にかけて、華中・華南諸省において制錢供給が再開されることとなる。ただし、それは一斉鑄造ではなく、各省の制錢鑄造は個別に開始され個別に終了していった（表4参照）。果たしてそれは、先行研究で言われてきたように私鑄錢あるいは宋錢の排除を目論んだ施策だったのであろうか。

まず銅・亜鉛の配鑄比率についてみると、康熙二三年に京師兩局の制錢鑄造で銅六・亜鉛四という比率を初めて定めた。それは、洋銅の流入急増によって安定的に紅銅を制錢鑄造に用いることができるようになったためとみられる<sup>(43)</sup>。また、康熙中葉に制錢鑄造を行った華中・華南諸省にも同じ比率を適用した。諸省では洋銅の他に、康熙一四

【表4】 各省の開鑄・停鑄（康熙18年～同39年）

年代 地名	康熙																				備考		
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37		38	39
広西省城	○	—	×																				
湖北省城	○	—																				×	開鑄は①
福建漳州			○	×																			開鑄は②
雲南省城			○	—																		×	
雲南大理			○	—																		×	
雲南禄豊			○	—																		×	
雲南蒙自			○	—																		×	
湖南省城				○	—																	×	
福建省城								○	—													×	
雲南臨安								○	—													×	
広東省城										○	—											×	
広東肇慶										○	—											×	※③
福建台湾												○	—									×	
浙江省城																				○	—	×	

典拠：『皇朝文献通考』巻14，錢幣2。

ただし、以下の檔案史料によって実際の年次が『皇朝文献通考』の記載と異なることを確認したものは、それにしたがって、典拠を備考欄に略号で示した。各略号が指す檔案史料は以下の通り。

- ①「戸科史書」第265冊，康熙27年3月2日，戸部尚書鄂爾多等題本。
- ②「戸科史書」第231冊，康熙24年4月29日，戸部尚書科爾坤等題本。
- ③「戸科史書」第274冊，康熙27年7月19日，戸部尚書鄂爾多等題本。

※肇慶局は、『皇朝文献通考』によれば康熙26年に停鑄したことになるが、③によって少なくとも康熙27年4月までは鑄造を行っており、またその時点でも停鑄を予定していない（そればかりか鑄造炉の増設計画が議題に上がっている）ことが判明した。停鑄年次を記載した史料は未だ見出していない。

年に銅の開採が許されたことにより、<sup>(44)</sup>湖南・広東・雲南等で産出した銅を制錢鑄造に使用できるようになっていった。ただ、雲南省では銅価が低い一方で亜鉛の価格が高かったため、例外として銅八・亜鉛二という比率が採用された。<sup>(45)</sup>

次に制錢の重量については、注目すべき事実として、ちように各省の鑄造実施期間と重なり合うように、康熙二三年から同四一年にかけて、制錢の重量が一錢に軽減されている。<sup>(46)</sup>『聖祖實錄』によれば、それは制錢供給量を増加させて京師の騰貴した錢価を引き下げするための決定だったとある。しかし規格変更の理由はそれだけではなく、もうひとつの目的として、京師両局の制錢鑄造による鑄造差益の獲得があった。『聖祖實錄』には鑄造差益に関する文言は一切みられないものの、『皇朝文獻通考』には以下のような記載がある。<sup>(47)</sup>

改めて毎文重一錢なるを鑄せば、計るに〔京師両局では〕毎年錢十六万一千九百二十串を多鑄すべし。此れ民に利し、亦た国に利する者なり。

ここで「国に利する」とあるのは、制錢の重量を軽減することによって銅材の使用量を増やさずに——換言すれば辦銅費用を据え置きにしたまま——従来の鑄造額に加

えて制錢一六万余串を得ることができるので王朝財政に裨益する、ということの意味している。制錢の重量軽減は、京師における錢価引き下げのための制錢供給拡大のみならず、鑄造差益の獲得をも目指した施策であった。実際、京師では宝泉局だけで年間七、八万両程度の鑄造差益が計上されていた。<sup>(48)</sup>

以上をふまえて、各省における制錢鑄造の採算と差益についてみていきたい。康熙二六年五月から同二七年四月に広東省肇慶で行われた制錢鑄造について、康熙二七年に戸部尚書鄂爾多等は、両広総督呉興祚の上奏をふまえて、次のように上奏している。<sup>(49)</sup>〔表5〕参照。

両広総督呉興祚、疏して称すらく「肇慶局は康熙二十六年五月より起ちて二十七年四月終に至りて止むまで、共に用いし採買せる銅・鉛は一百二十九万六千觔。値の銀は一十二万九千六百両なり。耗銅一十一万四千二百一十觔を除くの外、応に鑄すべき錢は一十八万九千八百四十四文。内、工料（工食・物料）錢二万五千五百八十三串四十文並びに銅を採買せる銀一十二万九千六百両を除けば、淨獲せる息錢は三万三千九百零三串三百六十六〔文〕なり」と等の因。……其の前項の獲せる息銀は、応に該督をして

【表5】 康熙中葉における各省の制錢鑄造の例

項目	鑄錢局	雲南省城等4局	湖北省城	湖南省城	広東肇慶
		康熙25年正月 ～同年12月	康熙26年正月 ～同年12月	康熙26年正月 ～同年12月	康熙26年5月 ～同年27年4月
鑄造総額		277,056串	54,835串200文	26,598串319文	189,086串400文
工料		36,953串280文	7,298串208文	3,539串914文	25,583串040文
「実存」制錢		240,102串720文*	47,536串992文	23,058串405文*	163,503串360文*
銅・亜鉛採買費用総額		101,462両4錢	36,972両	14,829両2錢6分	129,600両
鑄造差益		138,640両3錢2分	10,564両9錢9分2釐	8,229両1錢4分5釐	33,903両3錢6分
差益係数		2.37*	1.29*	1.56*	1.26*

典拠：雲南省城等4局……「戸科史書」第259冊，康熙26年7月20日，戸部尚書科爾坤等題本。

湖北省城……「戸科史書」第269冊，康熙27年4月11日，戸部左侍郎賽畢漢等題本。

湖南省城……「戸科史書」第268冊，康熙27年4月16日，戸部左侍郎賽畢漢等題本。

広東肇慶……「戸科史書」第274冊，康熙27年7月19日，戸部尚書鄂爾多等題本。

\*は報告者が算出した数値。

ここでは工料に鑄造した制錢の一部を用いているので，鑄造総額から工料を差し引いた額が官庫に収蔵されることとなる（「実存」）。

鑄造差益は息錢として制錢で計上されているものも銀に換算して提示した。

差益係数＝官庫に収蔵した制錢（串）／官庫から制錢鑄造に支出した銀（両）。銀1両を支出して得られる制錢の額（串）を指す。制錢1串は銀1両に換算され兵餉に搭放されるので，差益係数が1以上であれば差益が生じることとなる。

庫に貯して文を候ち餉に撥せしむべし。

呉興祚の上奏によれば、広東省肇慶では康熙二六年五月から同二七年四月に行われた制錢鑄造において、官庫より銅・亜鉛の採買費用として銀一二万九六〇〇両を支出し、制錢一八万九〇八六串四〇〇文を鑄造して、そのうち二万五五八三串四〇文を工食・物料に支出、結果として制錢一六万三五〇三串三六〇文を官庫に収蔵した。官庫から支出した銀は制錢一二万九六〇〇串に換算されるから、収蔵した制錢との差額三万三九〇三串三六〇文が鑄造差益（息錢）として計上された。これに対して戸部尚書鄂爾多等は議覆して、差益を官庫に貯蔵して兵餉に充当させることを提議しており、裁可されている。管見の限り、康熙中葉においては他の鑄錢局における鑄造差益も同様に処理されている。各省では、制錢鑄造によって鑄造差益を得ていたのであり、順治年間と同じく、鑄造差益は戸部の管理下におかれて兵餉に支出されていたのであった。なお、ここで鑄造差益が「息錢」と記されたり「息銀」と記されたりしているが、すべて制錢に換算して「息銀」を算出しても、會計上はさほど違いはなかったので、記載に統一がなかったものと考えられる。実際に鑄造差

益として官庫に貯蔵して部文を待つて兵餉に充当したのが銀であったか制錢であったかは、右のような題本からでは判断しかねるが、ともかくも鑄造差益が戸部の掌握下で兵餉に充てられていたことを確認して、議論を先に進めることとしたい。

康熙中葉における各省の制錢鑄造のなかで最も大規模に行われたのが、雲南省の制錢鑄造であった。その他の諸省の年間鑄造額が概ね数万串程度であったのに対し、銅産地であった雲南省の年間鑄造額は二十数万串に達しており、鑄造差益も一〇万両を超えていた〔表5〕参照〕。しかし、制錢供給を開始してほどなくして雲南省の錢価下落が問題化し、雲南の督撫らは再三にわたって鑄造額の削減を中央に求めるようになった。このことについては足立氏が、「二四年二五年には早くも錢甚だ賤しきを理由とする巡撫の減鑄の請がなされる。二七年には一兩一〇〇文で搭放する錢が、三〇四錢にしか評価されていないことが報告され、二八年、ようやく停鑄に至」った、との説明を夙に行っている。<sup>(50)</sup>ここでは、筆者が「戸科史書」中から新たに見出した史料を用いながら、あらためて雲南省停鑄までの経緯を分析したい。

まず、康熙二四年から翌二五年にかけて、雲南巡撫王

繼文が鑄造に用いる銅・亜鉛の減額、つまり鑄造額の削減を願い出たが、退けられている。その経緯については、翌二五年二月の戸部尚書科爾坤等<sup>コルコン</sup>の題本に、先に王繼文が「滇省は制錢を改鑄して歳に約そ十分の四を増鑄するを將て、是を以て錢多く価賤し」という理由を挙げて減鑄を提議してきたこと、またそこで戸部は議覆して鑄造額を削減せずに鑄造を継続するよう主張し、これに対して康熙帝が「滇省〔の上奏〕に拠れば鑄する所の制錢が壅滯すと。産銅必ずや多からん。著して該督撫をして查明せしめて到る日に再た議して具奏せよ」との諭旨を下したことが記されている。<sup>(51)</sup>起居注冊の記載によつて、戸部が議覆を上げ康熙帝が諭旨を降したのが康熙二四年五月のことであったことが判明する。<sup>(52)</sup>この時、康熙帝が雲南省の錢価下落よりも銅産の状況に関心を示したのは、銅を京師両局の制錢鑄造に供する可能性を探つてのことであった。しかし、前掲科爾坤等題本によれば、康熙二四年一二月に雲南巡撫王繼文は上奏して、

滇省は地皆な山嶺にして制錢は壅<sup>とどこお</sup>り易く、兵・民は行使し難し。適ま新錢を改鑄するを奉じたれば、數たるや愈よ多く、是を以て銅・鉛を節して錢を添せざらんことを請えり。……錢の壅るは

銅多きの故に係るに非ず。

と述べ、地理的要因によって制錢の価格が下がっているのであって、銅が豊富なためではない、と報告した。ここにおいて康熙帝の描いた滇銅輸送構想は立ち消えになると同時に、雲南省における錢価下落が初めて主要な議題となったのである。しかしながら戸部は、翌二五年二月に議覆して、

查すれば滇省は康熙二十年十一月内に鼓鑄するより起ちて鼓鑄の年分は久しからざるに、何ぞ錢多く壅滯するを称するや。

として鑄造の続行を強硬に主張、康熙帝はすぐには裁可せず、九卿詹事科道會議による協議を命じたのだ<sup>(53)</sup>。そしてそこでも戸部の見解が妥当であるとの結論に達し、結局、王繼文の減鑄提議は退けられるに至<sup>(54)</sup>った。

ついで康熙二七年にも、雲南省は減鑄を提議した。すなわち、同年二月に雲南巡撫石琳は、「臣查するに錢法の疏通は時に因りて宜しきを制するに在り。今錢は壅り価は減じ、既に兵・民に便ならず」として鑄造額の削減の許可を求めた<sup>(55)</sup>。しかし、ここでも戸部は議覆において提議を退けるよう主張し、裁可を得た<sup>(56)</sup>。続いて、同年八月に雲貴總督范承勳が、

雲南は銅・鉛を産すれば、先後炉四十八を設け、錢を鑄して軍餉に供す。……每千文は銀一兩に抵<sup>あ</sup>つ。鼓鑄は日に増し、錢価は日に減じ、千錢は銀に値するに三、四錢に過ぎず。

として、錢価の暴落による兵餉の購買力低下を具体的に述べて、兵餉の全額銀支給への切り替えと鑄造の停止を求め、ここでようやく、兵餉の銀支給への切り替えと鑄造額を半分に削減することが認められたのであ<sup>(57)</sup>った。そして、以後は制錢を駅站官役俸工雜用等の項に充てることとな<sup>(58)</sup>った。だが、范承勳は立て続けに鑄造の完全停止を提議し、康熙二八年に雲南省の制錢鑄造はすべて停止された<sup>(59)</sup>。ただし、それはあくまでもこの時点では暫定的な措置であつて、三年後には再開することにな<sup>(60)</sup>っていた。

以上の経緯からは、戸部が鑄造の縮小・停止に極めて否定的であつたこと、また、錢価下落をめぐって督撫らが最も問題視し中央での政策決定にも影響したのは兵餉の購買力低下であり、錢価下落を理由に鑄造を縮小・停止しても官庫の制錢は他の雑多な支出に用いて、結果的に民間に供給し続けていたことがわかる。また、戸部は雲南省の鑄造中断の後も、各省の制錢鑄造をできる限り縮小させずにむしろ拡大させようとしていた。康熙二九

年一〇月に都察院左副都御史李迥が、福建・広東等省の鑄造を一旦停止しその他の諸省の鑄造を再開させるよう提議、制錢が充裕すれば民生に裨益し、その上、鑄造差益として十余万両の歳入増が見込める、と主張した。<sup>(61)</sup>現に鑄造を行っている福建・広東の停鑄を求めているのは、偏りのない全国的な制錢流通の実現を期して、制錢供給に大きな地域差を生じさせないよう考慮したものである。これについて同月に議覆した戸部尚書蘇赫<sup>スヘ</sup>等は、

查すれば福建・広東二省の炉を設けて鑄錢するは、原より兵・民に益有るが為にして、毎年見利息銀四万余両を得る。該督撫は並びに未だ兵・民に益無きを以て「鑄造停止を」題請せず。応に閩・粵は姑<sup>しばらく</sup>く鼓鑄を停むべきの処は、議を容るる母かれ。既に称すらく「各省旧に照らして炉を開き鼓鑄すれば毎年息銀十万余両を増すべし。而も制錢は充溢せん」と等の語。相い応に直隸・各省の督撫に行文して、応に鑄錢すべきや否や、兵・民に益有りや無きやの処もて查明せしめ、具題して到るの日に再た議すれば可なり。

と述べて、福建・広東は鑄造差益によって鑄造差益を得ており督撫から停鑄提議もないので鑄造を続け、またそ

の他の各省は鑄造が可能であるかについて督撫に調査・上奏させたい、との見解を提示した。しかし康熙帝は、直隸・各省は察するを行うを必せず。著して見行の例に照らして行わしめよ。

との諭旨を下し、その結果、全省的に鑄造差益獲得を目的とする制錢鑄造がなされることはなかった。<sup>(62)</sup>ここにおける康熙帝の慎重姿勢は、おそらくは、康熙初年に全国的な制錢鑄造が頓挫したことをふまえ、銅価が安く粗製濫造に陥る危険性が小さい銅産省とその近隣諸省に制錢鑄造を限定させようと思図したものと思われる。

蘇赫等題本は、督撫らが「未だ兵・民に益無きを以て〔鑄造停止を〕題請」していないことを、福建・広東の制錢鑄造を停止しない理由に挙げている。だが実際には、雲南省と同様に他の各省においても、兵丁にかなりの不利益が生じるまで制錢鑄造を強行していた。蘇赫等題本で年間約四万両の鑄造差益があると記された広東では、前述した肇慶と省城において鑄造を行っていた。省城では、康熙二五年に制錢鑄造を開始し、同三一年に停止したが、同三四年には再開した。康熙三七年に至り、広東巡撫蕭永藻は、

炉を開き鼓鑄するは、原より兵・民に便ならしむる

為なり。而るに粵東は海隅に偏在したれば、錢を用うることも多く無し。開鑄して將に三年に及ばんとするに、錢文倍増し、錢価は益ます減じ、見在毎千の市価は三錢二、三分不等なり。兵丁の月餉は定例(制錢一〇〇〇文||銀一兩という公定換算率)に按じて支するも、市価に照らして用うれば、已に苦累に属す。……民間も亦た錢価日に減ずるに因り貨物行き難ければ、暫く鼓鑄を停むれば便ならん。

と上奏して制錢鑄造の停止を提議し、認められた。<sup>(63)</sup>官庫に残った制錢は、役食・俸工に支出することになった。<sup>(64)</sup>

錢価が公定比価をはるかに下回る制錢一〇〇〇文||銀三錢余という値にまで暴落してから鑄造を停止していることをみれば、兵丁や民間に裨益するところがなければ制錢鑄造を停止するというよりも、兵丁の生計への打撃が相当程度に達するまで制錢鑄造を強行し、それが行き詰まった際は制錢を兵餉以外の雑多な支出に用いた、と理解するべきである。このことは、他の諸省にも共通する。すなわち、浙江省は康熙三五年に鑄造を開始し同三八年に終了しているが、停鑄前年の康熙三七年に兵餉への制錢搭放を停止して俸工に支出することに改めている。<sup>(65)</sup>雲南・広東両省と同様の施策であり、浙江省でも兵丁に制

錢を受給させられないまでに錢価が下落していたものとみてよい。また、康熙三九年に湖北・湖南両省の制錢鑄造が停止された時、その理由として「錢は壅滞し易く価直は賤きに過ぐ」ことが挙げられている。<sup>(66)</sup>湖北・湖南両省においても錢価がかなり下落するまで制錢鑄造を強行したことがわかる。

このように康熙中葉に戸部の主導により華中・華南諸省において制錢供給を強行した最大の目的は、順治年間から康熙初年の制錢供給と同じく、鑄造差益を得て兵餉に充当することによって各省における財政支出を節減し、なるべく多くの銀を戸部銀庫に収めることであつたと考えられる。戸部銀庫の貯蔵額は、前述したように康熙一〇年代初頭には二千万両台に達していたが、直後に勃発した三藩の乱によって同一〇年代後半には四〇〇万両を下回るまでに激減していた〔表3〕参照)。それゆえ、反乱鎮圧後、各省の兵数を維持しながら可能な限り多くの銀を戸部銀庫に収蔵するため、銅の調達が比較的容易な華中・華南諸省において差益獲得を目的とする制錢鑄造を強行させたのである。また、そうであればこそ、戸部銀庫が充実さえすれば各省に制錢鑄造を無理に行わせる理由は失われた。戸部銀庫の銀貯蔵額は康熙三三年に

四千万兩を突破し、その後康熙末年まで横ばいで推移しており（【表3】参照）、戦乱直後の緊縮財政は康熙三〇年代中頃に終わりを告げたものとみられる。そして、ちょうどそれに符合するように、各省の制錢鑄造は次々と終了しているのである（【表4】参照）。康熙二八年に停止した雲南省の制錢鑄造の再開も、先延ばししつつも康熙三六年には表向きはなお再開時期を探っていたが、その後再開を検討した形跡はない。<sup>(67)</sup>

以上の経緯から考えれば、康熙二三年の制錢の重量軽減が、京師における錢価引き下げと鑄造差益の獲得のみならず、各省における鑄造差益の獲得をも狙った決定であったことは明らかであろう。錢価引き上げと私鑄錢排除のための良貨供給の方針は、その時点で一度放棄されたのである。そして、各省の制錢鑄造が全て停止されて二年を経た康熙四一年、私鑄対策として制錢の重量が康熙二三年以前と同じ一錢四分に戻されることとなった。<sup>(68)</sup>そして、これ以降康熙末年まで、各省において制錢供給を実施することは一切なかった。財政がかなり安定してきていたとはいえ、銅錢遣いが盛んではない各省において敢えて財政的利点のない制錢鑄造を行ってまで制錢の安定的流通を目指すことはなく、京師においてのみ、良

貨の供給を積極的に行っていったのだった。<sup>(69)</sup>

最後に、清初の各省における制錢供給が銅錢遣いの拡大をもたらさなかった理由を考えてみたい。ここで注目すべきは、当該時期に各省でなされた制錢供給は差益獲得を第一義とするもので、決して良貨の供給にはならなかった、ということである。そのように品質の劣悪な、あるいは極端に軽小な制錢の供給は、銀遣いから銅錢遣いへの転換を促すことなく、銅錢遣いの場面は依然として限られたままで、ただ銅錢の流通量を増大させて錢価を暴落させたのであった。これに対して、康熙末年に京師とその州県で銅錢遣いの拡大と錢価の高騰をもたらした康熙五〇年代の制錢供給は採算を度外視した良貨の供給であり、また、乾隆初年に江南で同様の現象を引き起こした雍正後半の江蘇・浙江両省の制錢供給も、雍正帝の主導によって財政的損失を抱えながら行った良貨の供給であった。<sup>(70)</sup>銅錢遣いの拡がりや錢貴発生に関しては、確かに経済状況の変化が大きく影響していたと考えられるが、一方で右に述べたような供給された制錢の品質の変容も、銀遣いから銅錢遣いへの転換を惹起したひとつの要因であったとみるべきである。順治年間から康熙初年、および康熙中葉に行われた制錢供給が錢価下落によ



って継続断念に追いこまれているということを判断材料として、制錢供給の実態を詳しく検討することなく清初における銅錢需要の微弱さを論じることにはできない。

## 結 論

清初の各省では銀遣いが圧倒的比重を占め、銅錢は日常の微細な売買に用いられるのみであったが、銅錢遣いへの要求は常に潜在していた。これに対して各省による制錢供給政策は、民間の銅錢遣いへの介入を企図したものではなかった。順治年間から康熙初年、および康熙中葉に各省において実施した制錢供給は、いずれも戸部財政の逼迫がその背景にあり、鑄造差益を各省の兵餉に充当して少しでも多くの銀を戸部銀庫に吸い上げることが目的としていたのであった。差益確保を重視した低品位の制錢の供給は、銅錢遣いを拡大させることなく錢価下落をもたらし、公定換算率に基づき制錢を受給する兵丁の生計を侵害するものであったが、清朝は財政的危機を脱するまでは制錢鑄造を理財の策として展開せざるを得なかつたのであった。財政状況が好転すると、清朝は鑄造差益獲得のための悪貨供給から私鑄錢排除を目指した

良貨供給へと政策を転換した。しかし清朝は、皇帝のお膝元であるとともに銅錢遣いが盛んだった京師では、そのような理念的動機に基づく制錢供給を推し進めたものの、各省において敢えて財政的利点のない制錢供給を行うことはなかつた。

民間において銀遣いが貨幣使用の大部分を占めていた「銀の時代」に、清朝が各省の銅錢遣いに対する統制に拘泥することはなかつた。当該時期に清朝が各省で行つたのは鑄造差益の獲得に主眼を置いて鑄造した悪貨の供給であり、それがゆえに銀遣いから銅錢遣いへの転換を引き起こすことはなく、結果的に「銀の時代」は続いていったのである。

### 〈参考文献〉

- 足立啓二一九九〇a「専制国家と財政・貨幣」中国史研究会編『中国専制国家と社会統合——中国史像の再構成Ⅱ——』文理閣
- 一九九〇b「明清時代における錢經濟の発展」中国史研究会編『中国専制国家と社会統合——中国史像の再構成Ⅱ——』文理閣
- 一九九一「清代前期における国家と錢」『東洋史研究』四九卷四号

岩井茂樹一九八三「清代国家財政における中央と地方——酌

撥制度を中心にして——」『東洋史研究』四二

卷二号↓改題して岩井二〇〇四・第二章

——一九九二「中国専制国家と財政」木村尚三郎他編

『中世の政治と戦争』（中世史講座六）学生社↓

改題して岩井二〇〇四・第一章

——二〇〇四「中国近世財政史の研究」京都大学学術出

版会

上田裕之二〇〇四「清、順治期〜乾隆期前半の京師宝泉・宝

源両局における制錢の鑄造費用について」『史

峯』一〇号

——二〇〇五「清、康熙末年から乾隆初年の京師におけ

る制錢供給と八旗兵餉——「征服王朝」清朝に

よる八旗生計の保護に関連して——」『史学研

究』二四九号

——二〇〇六「清代乾隆初年の江南における錢貴の発生

と清朝政府の対応」『東洋学報』八七巻四号

大田由紀夫一九九七「一五・一六世紀中国における錢貨流

通」『名古屋大学東洋史研究報告』一一二号

岸本美緒一九七八「清代前期江南の米価動向」『史学雑誌』

八七巻九号↓岸本一九九七・第三章

——一九九五a「清代戸部銀庫黄冊について」石橋秀雄

編『清代中国の諸問題』山川出版社↓岸本一九

九七・第一三章

——一九九五b（書評）「黒田明伸著『中華帝国の構造

と世界経済』」『名古屋大学東洋史研究報告』一

九号

——一九九七「清代中国の物価と経済変動」研文出版

黒田明伸一九九四「中華帝国の構造と世界経済」名古屋大学

出版会

香坂昌紀一九八一「清代前期の関差弁銅制及び商人弁銅制に

ついて」『東北学院大学論集歴史学地理学』一

六号

佐伯 富一九六三「清代における奏銷制度」『東洋史研究』

二二巻三号↓佐伯一九七一所収

——一九七一「中国史研究第二」東洋史研究会

佐々木寛一九七三「清朝の軍隊と兵変の背景」『社会文化史

学』九号

谷井陽子一九九六「清朝漢地征服考」小野和子編『明末清初

の社会と文化』京都大学人文科学研究所

黨 武彦一九九〇「乾隆初期の通貨政策」『九州大学東洋史

論集』一八号

——一九九五「乾隆九年京師錢法八条の成立過程および

その顛末」『九州大学東洋史論集』一三三号

榎木野宣一九五三「創設当時の緑旗兵」東京教育大学東洋史

学研究室編『東洋史学論集』第一、清水書院↓

改題して榎木野一九七五・附編第三章

——一九五六「旧中国の軍隊」『歴史教育』四巻二号↓

改題して榎木野一九七五・附編第一章

——一九七五「清代重要職官の研究——滿漢併用の全貌

——」『風間書房

マークIIエリオット（柳澤明訳）一九九三「中国第一歴史檔

案館所蔵内閣・宮中満文檔案概述」『東方学』  
八五輯

宮崎市定一九四七「清朝における国語問題の一側面」田村実  
造編『東方史論叢』第一、養徳社↓宮崎一九九  
一所収

——一九九一『宮崎市定全集一四雍正帝』岩波書店

彭 沢益一九八二「清代採銅鑄錢工業の鑄息和銅息問題考  
察」『中国古代史論叢』一九八二年一輯

韋 慶遠一九九二「順治朝鑄錢及其存在の問題」『紀念李埏  
教授從事五十周年史學論文集』雲南大學出版社  
↓韋一九九五所収

——一九九五『明清史新析』中國社會科學出版社

von Glahn, Richard 1996. *Fountain of Fortune: Money and  
Monetary Policy in China, 1000-1700*. Univer-  
sity of California Press.

註

(1) 足立啓二一九九〇a、同一九九〇b、大田由紀夫一九  
九七。

(2) 黒田明伸一九九四：四〇〜一四二頁。

(3) 黨武彦一九九〇：三六〜三七頁。

(4) 足立啓二一九九一：五二〜五六頁。

(5) 黒田明伸一九九四：四〇〜四二頁。

(6) 順治年間の制錢鑄造における鑄造差益については、彭  
沢益一九八二：三五〜四〇頁、韋慶遠一九九二：三三四  
〜三三七頁、von Glahn, Richard 1996: pp.208-210 ㊦言

及しているが、やはり清朝の中國進出直後という特殊な  
状況下での例外的施策とみている。

(7) 宮崎市定一九四七：三〇三〜三一頁。

(8) マークIIエリオット一九九三：五〜六頁。

(9) 唐甄『潜書』下篇上、更幣。

(10) 黄印『錫金識小録』卷一、備參上、交易銀錢。

(11) 中国第一歴史檔案館『雍正朝漢文硃批奏摺匯編』第三  
〇冊、二七七〜二七八頁、雍正二三年二月一六日、工  
科掌印給事中永泰奏摺。

(12) 黒田明伸一九九四：四〇〜四一頁。

(13) 大田由紀夫一九九七：七〜一六頁。

(14) 中国第一歴史檔案館「宮中檔硃批奏摺財政類」第六〇  
リール五五六〜五五八、乾隆四年六月九日、江蘇巡撫張  
渠奏摺。

(15) 足立啓二一九九〇b：四〇四〜四〇六頁、黒田明伸一  
九九四：八五〜九一頁。

(16) 足立啓二一九九一：六四〜六五頁、黒田明伸一九九  
四：八四〜八八頁、岸本美緒一九九五b：一一九頁。た  
だし、足立氏は米穀・綿花などの全国市場の形成を強調  
し、黒田氏は雍正年間からの清朝による備蓄米穀の糶売  
の本格化が錢貴の原因になったと論じ、また岸本氏は米  
価上昇によって農村部の経済状況が好転し小口取引が増  
大したために銅錢需要が増大したとみており、三者の所  
説には少なからず相違がある。

(17) 「内閣漢文題本」第二九リール一五三六〜一五七五  
「順治年間制錢的鼓鑄」一八六〜一九〇頁、順治一一年

正月二六日、戸部尚書車克等題本。

(18) 明朝がモンゴル・女直の侵入に備えて北辺に設けていた要塞都市およびその管区。遼東・薊州・宣府・大同・太原・延綏・寧夏・甘肅・固原。

(19) 上田裕之二〇〇四：二五・三三頁。

(20) 『皇朝文獻通考』卷一三、錢幣一、順治元年・二年・四年・八年条。

(21) 黨武彦一九九〇：三六頁、足立啓二一九九一：五二～五五頁。また、清朝の中國進出を専論した谷井陽子一九九六でも言及されている(一二五頁)。

(22) 「内閣漢文題本」第二九リール一四九二～一四九八〔順治年間制錢的鼓鑄〕一七九～一八〇頁、順治九年六月一六日、两江總督馬國柱題本。

(23) 「内閣漢文題本」第二九リール一三九七～一四〇一〔順治年間制錢的鼓鑄〕一六八頁、順治六年八月二二日、山西巡撫祝世昌題本。

(24) 「内閣漢文題本」第二九リール一四六一～一四六八〔順治年間制錢的鼓鑄〕一七六～一七七頁、順治九年六月二三日、戸部尚書車克等題本。

(25) この部分は漢文が欠落しており、対応する滿文から訳出した。原文は以下の通り。

hesei nimbe jiha i welie be uheri kadala sehe be dahame  
aniya i dubede wesimburi bodombi. hūguwang ni golo i u  
ceng fui jergi ba i jiha hungkeresi baha aisi be jurgan de  
boolanji neneme wesimbure. yooni boolanjiire undenge.  
giyangnan. yun siyang. jai eden boolanjihangge. jegiyang.

清初各省の制錢供給政策

fugyan. šansi. ududu jergi bošoci jiderakū. ciyanlyang  
ni barta de holbobuha be dahame goidabuci oiorakū.  
hese wasimburi ciralame taciburi meni jurgan de ataburi  
inengi bilafi boolanjibure yooni toktobuha de coohai ciy-  
aniyang getuken ombi.

(26) 『皇朝文獻通考』卷一三、錢幣一、順治九年条。

(27) 佐伯富一九六三：四二八～四二九頁。

(28) 清朝財政の基本構造とその特色については、岩井茂樹一九八三、同一九九二参照。

(29) 「内閣漢文題本」第二九リール一六五〇～一六六九〔順治年間制錢的鼓鑄〕一九九～二〇二頁、順治一三年三月一七日、戸部尚書戴明説等題本。

(30) 岸本美緒一九九五a：四九〇～四九二頁。

(31) 「内閣漢文題本」第二九リール一六八二～一六八七〔順治年間制錢的鼓鑄〕未収録、順治一三年閏五月五日、戸部右侍郎梁清遠題本によれば、順治一二年に各省の制錢鑄造によって得られた鑄造差益の合計は一六万四五八兩余だった(ただし、報告が遅れていた福建省の秋・冬二季分は含まれていない)。

(32) 『皇朝文獻通考』卷一三、錢幣一、順治一〇年条。

(33) 「内閣漢文題本」第二九リール一五一九～一五二七〔順治年間制錢的鼓鑄〕一八四～一八五頁、順治一〇年九月二日、戸部尚書車克等題本。

(34) 『皇朝文獻通考』卷一三、錢幣一、順治一四年条。ほぼ同じ内容の上諭が『世祖實録』卷一一一、順治一四年九月己巳(三〇日)条に採録されているが、重量加増に

九九 (九九)

関する記載がない。

- (35) 上田裕之二〇〇四・二二一〜二三頁。
- (36) 足立啓二二九九一・五三〜五四頁。
- (37) 「康熙八至十二年有関鼓鑄的御史奏章」〔『歴史檔案』一九八四―四〕二〇〜二二頁、康熙八年十一月一日、刑科給事中張登選題本。
- (38) 榎木野宣一九五三、同一九五六。
- (39) 明代の事例であるが、足立啓二一九九一・四九頁にあるように、万曆一〇年（一五八二）の浙江兵変は「市中では二〇文で銀一分に過ぎない新鑄錢を一〇文一分の官価で支給したことを引き金に」勃発したものであった。清代においても兵丁が容易に社会秩序を動揺させる側に回りうる危険な存在であったことは、佐々木寛一九七三参照。
- (40) 「康熙八至十二年有関鼓鑄的御史奏章」〔『歴史檔案』一九八四―四〕二一〜二二頁、康熙九年二月二四日、戸科給事中姚文然題本。
- (41) 宝泉局の制錢鑄造費用は、順治二年には毎串銀七錢余だったが、同一四年の重量加増により跳ね上がり、同一七年には約九錢五分に達していた。上田裕之二〇〇四・二二一〜二三頁参照。
- (42) 香坂昌紀一九八一。
- (43) 上田裕之二〇〇四・二二五頁。
- (44) 清朝は康熙一四年以後、銅・亜鉛・鉛等の採掘を願ひ出る民があれば認め、該省督撫にそれを監督させた。康熙『大清会典』卷三一、戸部、庫藏、錢法、採銅、康熙一四・一八年条。
- (45) 『皇朝文献通考』卷一四、錢幣二、康熙二三年条。
- (46) 康熙二三年の重量軽減については、『聖祖実録』卷一六、康熙二三年九月丙寅（三日）条；『皇朝文献通考』卷一四、錢幣二、康熙二三年条、参照。また、康熙四一年の重量再加増については、『聖祖実録』卷二一〇、康熙四一年一〇月乙巳（二八日）条；『皇朝文献通考』卷一四、錢幣二、康熙四一年条、参照。
- (47) 『皇朝文献通考』卷一四、錢幣二、康熙二三年条。
- (48) 「戸科史書」第二六六冊、康熙二七年三月二六日、管理京省錢法侍郎張鵬等題本によれば、康熙二六年三月二五日から同二七年三月二五日までの一年間に宝泉局の制錢鑄造で得た鑄造差益は八万九一八〇兩余であった。また、同、第三二四冊、康熙三七年三月一〇日、戸部尚書馬奇等題本によれば、康熙三六年二月三日から同三七年正月三日までの一年間に宝泉局の制錢鑄造で得た鑄造差益は七万四四七六兩余であった。
- (49) 「戸科史書」第二七四冊、康熙二七年七月一九日、戸部尚書鄂爾多等題本。
- (50) 足立啓二一九九一・五六頁。
- (51) 「戸科史書」第二四七冊、康熙二五年二月二九日、戸部尚書科爾坤等題本。
- (52) 『康熙起居注』康熙二四年五月二九日戊子条。
- (53) 前註(51)所掲、科爾坤等題本。
- (54) 「戸科史書」第二四七冊、康熙二五年三月一〇日、戸部尚書科爾坤等題本。

(55) 「戸科史書」第二六五冊、康熙二十七年二月七日、雲南巡撫石琳題本。

(56) 「戸科史書」第二六七冊、康熙二十七年三月二三日、戸部尚書鄂爾多等題本。

(57) 『国朝耆獻類徵初編』卷五三、范承勳伝。

(58) 雍正『大清会典』卷四八、戸部、庫藏、錢法、搭放、康熙二十七年条。

(59) 『皇朝文献通考』卷一四、錢幣二、康熙二十八年条。

(60) 雍正『大清会典』卷四八、戸部、庫藏、錢法、監鑄、康熙二十八年条。

(61) 「戸科史書」第三一五冊、康熙二十九年一〇月三日、都察院左副都御史李迥題本。

(62) 「戸科史書」第三一四冊、康熙二十九年一〇月二三日、戸部尚書蘇赫等題本。

(63) 『国朝耆獻類徵初編』卷一一、蕭永藻伝。

(64) 雍正『大清会典』卷四八、戸部、庫藏、錢法、搭放、康熙四十二年条。同条には鑄造を停止して制錢は役食・俸工に支出することが記されているが、鑄造が停止されたのは康熙三十七年であり、康熙四十二年条にかけられているのは明らかに誤りである。

(65) 雍正『大清会典』卷四八、戸部、庫藏、錢法、搭放、康熙三十七年条。

(66) 『皇朝文献通考』卷一四、錢幣二、康熙三十九年条。

(67) 雍正『大清会典』卷四八、戸部、庫藏、錢法、監鑄、康熙三十六年条によれば、同年の時点で、官庫の制錢を支出し終わったのちに鑄造を再開することが決められてい

る。康熙二十八年に鑄造を停止した時点では、三年の後に再開する予定であったが、鑄造再開は先送りされ続けていたのである。そして結局、康熙末年まで雲南省の制錢鑄造が再び行われることはなかった。

(68) 『聖祖実録』卷二一〇、康熙四十一年一〇月乙巳(二八日)条。

(69) 康熙四十一年から同末年における京師両局の制錢鑄造は、制錢の重量加増により制錢一串の鑄造費用がおよそ銀一兩七錢余にのぼり、多額の財政的損失を抱え込んでいた。上田裕之二〇〇四：二七～二九頁参照。

(70) 上田裕之二〇〇四：二七～二九頁、同二〇〇五：三～六頁。

(71) 上田裕之二〇〇六。

(72) 雍正年間の各省における制錢供給政策については、別稿で詳しく論じる予定である。

(補註) 当該史料については、本稿脱稿後、拙稿「中国第一歴史檔案館所蔵『戸科史書』所収の康熙中葉の錢法関連題本について」(楠木賢道編『清朝における満・蒙・漢の政治統合と文化変容』文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇六)を發表したので、併せて参照されたい。